

みなみたね 農業委員会だより

第60号
平成30年1月発行
南種子町農業委員会



Minamitane Town Board of Agriculture Information



インギーファーム 花峰小学校PTAのみなさん

平成30年 現地調査・定例総会予定表

| 月 | 申請書 締切り 日 | 現 地 調 査 | | | 定 例 総 会 | | | |
|-----|-----------------|---------|----|------|---------|----|------|-----|
| | | 日 | 曜日 | 時間 | 日 | 曜日 | 時間 | 場所 |
| 1月 | 12/28 | 12 | 金 | 9:00 | 25 | 木 | 9:30 | 2F大 |
| 2月 | 1/31 | 13 | 火 | 9:00 | 26 | 月 | 9:30 | 2F大 |
| 3月 | 2/28 | 12 | 月 | 9:00 | 26 | 月 | 9:30 | 2F大 |
| 4月 | 3/30 | 10 | 火 | 9:00 | 25 | 水 | 9:30 | 2F大 |
| 5月 | 4/27 | 10 | 木 | 9:00 | 25 | 金 | 9:30 | 2F大 |
| 6月 | 5/31 | 11 | 月 | 9:00 | 25 | 月 | 9:30 | 2F大 |
| 7月 | 6/29 | 10 | 火 | 9:00 | 25 | 水 | 9:30 | 2F大 |
| 8月 | 7/31 | 10 | 金 | 9:00 | 24 | 金 | 9:30 | 2F大 |
| 9月 | 8/31 | 10 | 月 | 9:00 | 25 | 火 | 9:30 | 2F大 |
| 10月 | 9/28 | 10 | 水 | 9:00 | 25 | 木 | 9:30 | 2F大 |
| 11月 | 10/31 | 12 | 月 | 9:00 | 26 | 月 | 9:30 | 2F大 |
| 12月 | 11/30 | 10 | 月 | 9:00 | 25 | 火 | 9:30 | 2F大 |



南種子町農業委員会
会長 石堂 かよ子

あけましておめでとうございます。

ご家族お揃いで、輝かしい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。
平成28年4月の「農業委員会等に関する法律」の改正を受け、農業委員会組織は農地利用の最適化を進める組織改革をはじめ、農地情報の収集・提供、担い手の育成・確保に強力に取り組んでいます。

本町におきましても、昨年7月20日から農業委員11名・農地利用最適化推進委員8名が新体制に移行し、制度改正の主眼である農地利用の最適化の実現に向け、取り組みを強化しているところです。

今後、農業委員会は、地域の代表として、農地制度の適正な執行、認定農業者等意欲のある担い手の確保・育成、農地の利用集積や遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進等の「農地利用の最適化」に向け、

取り組みの強化に全力をあげていく必要があります。

昨年を振り返りますと、早期水稲は、1等米比率11%、でん粉用さつまいもは、反収53俵、H29/30年期さとうきび反収見込み量は、10a当たり5,417kg前年比82%と依然として厳しい状況にありました。農業を取り巻く環境は、担い手の減少と高齢化、遊休農地の増大、農業所得の減少、関税撤廃を原則とするTPP交渉への対応策等攻めの対策が必要となっております。

農業委員会に課せられた使命は、農業を成長産業として位置づけ農業所得を増やし、農業・農村を元気にすることが最大の目的と考えます。今後とも各種補助事業を活用し、農地の利用集積の促進、担い手農家への農地の集積、認定農業者への経営確立の支援、遊休農地や違反転用の発生防止・解消のため農地パトロールなど「人と農地」対策を中心に、農地基本台帳の整備を実施し、農地基本台帳及び農地地図システムを活用した地域農業振興に取り組んでまいります。

皆様の変わらぬご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

今年の豊作と皆様のご健康をご祈念申し上げ、新年のご挨拶と致します。

農業委員・農地利用最適化推進委員の紹介

| 氏名 | 担当地区 | TEL | 氏名 | 担当地区 | TEL |
|----------------|---------------------------------|---------|-------------------------------------|------------------------------|---------|
| 石堂かよ子 <会長> | 荃永 全域 | 26-7645 | 中里安男 | 下中 全域 | 26-6249 |
| 西田三郎 <職務代理> | 上中(焼野・上野・山崎 ・仲西・西之町) | 26-0319 | 西田 暁 | 平山 全域 | 26-7372 |
| 高田照美 <農地部長> | 西之(官造牧・砂坂・野尻・ 木原・小田・前之原・下西目) | 26-6820 | 寺田 誠 <振興部長> | 上中(大宇都・上之平・本町 ・共栄・新栄町・河内) | 26-6389 |
| 古市道則 | 長谷 全域 | 26-0524 | 牛野進一郎 | 西海 全域 | 26-0654 |
| 池亀昭次 | 島間(仲之町・田尾) | 26-4260 | 河野律雄 | 西之(野大野・上瀬田・平野・ 田代・本村・崎原) | 26-0694 |
| 小山重和 | 島間(向方・大久保・小平山) | 26-4657 | ※農地に関する相談等は、各地区担当の農業委員・農地利用最適化推進委員へ | | |

南種子町農業委員



上段左から 西田暁・古市・高田・池亀・寺田 委員
下段左から 中里・小山・西田三郎・町長・石堂・河野・牛野 委員

農地利用最適化推進委員



雨田 俊孝
【長谷】

高田 正一
【下中】

小山 幸良
【島間】

中峯 哲義
【西海】

片板 大作
【荃永】

小脇 浩一
【西之】

柳田 和則
【上中】

中島 一三
【平山】

南種子町農業委員会の主な活動内容

農業委員会は、農業者の公的代表として、農業生産の基盤となる農地を貴重な資源と位置づけ、農地を守り有効利用を図るため、農地パトロールを実施し、遊休農地の調査・解消、無断転用の防止に努めております。

法令業務としまして、農地の権利移動や農地転用などの許認可につきまして制度の適正な運用を図り公正・公平な審議に努めております。

★ 農業委員

1. 農地の貸借や売買の許可・決定など及び農地転用などへの意見
 - 1) 農地の貸借や売買の許可・決定
 - 2) 遊休農地に対する措置
 - 3) 農地転用許可への意見
 - ※違反転用への対応
2. 農地利用最適化推進指針等の作成

★ 農地利用最適化推進委員

1. 担当地区内の農地利用の最適化のための実践活動が主体
 - 1) 担い手への農地利用の集積・集約化
 - 2) 遊休農地の発生防止・解消
 - 3) 新規参入への支援活動
2. 総会などに出席し、農地利用の最適化推進
3. 農地利用最適化推進指針の作成に参画

農地に関する相談は、ご気軽にお近くの農業委員・農地利用最適化推進委員又は農業委員会事務局へお問い合わせください。

南種子町農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針

「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられました。

1. 遊休農地の発生防止・解消

平成29年度から平成34年度まで6年間かけて、遊休農地解消を達成する。1年間の遊休農地の解消面積は、5ヘクタールを目標とする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化

人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置付け、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の作成と見直しに主体的に取り組む。

3. 新規参入の促進

平成29年度から平成34年度まで6年間かけて、16経営体の新規参入を目標とする。1年間の目標は3経営体とする。

～限りある農地を守るために！～ 農地パトロールを実施!



農業委員会は、定期的に農地パトロールを実施しています。特に5月と11月を強化月間として位置づけ、農地部員による農地パトロールを実施しました。

農地の利用状況を確認し、遊休農地の解消など農地を有効利用する活動の一環としてパトロールを行います。

また、無断転用や不法投棄されている農地はないか調査し、これらの農地について是正指導を行うこととしています。

農地を貸したい、借りたい人のための制度

農地中間管理機構

高齢化や後継者不足などで耕作を続けることが難しくなった農地を借り受け、認定農業者や集落営農組織などの担い手や新規に農業を始めたい方などに貸し付ける公的機関。農地の集積・集約化を進めるため、中間的受け皿となる組織です。



- ・農地の借り手が見つからない。
- ・面積を減らして経営農地の一部を貸したいと考えている。
- ・農業を引退したいので農地を誰かに貸したい。

出し手

貸出意向の表明

- 利用意向調査
- 人・農地プランアンケート

受け手

公募への応募

- 借りたい農地の情報



- ・経営農地の拡大を検討中の方!
- ・分散した農地の集約化を検討中の方!
- ・新規に農業を始めたい方!

あっせん・マッチング

農地中間管理機構

- 受け手（担い手）が見込める農地を借り、受け手（担い手）へ貸し付けます。
- 借受農地の管理を行います。

農地を貸す期間はできるだけ10年以上とします。

賃料は、地域の水準を基本とします。

農地の貸し借りや売買はどうしたら？

農地を耕作目的で売買・貸借するには

農地を耕作目的のために所有権移転（売買・贈与・交換など）、または貸し借りをする場合は、農地法第3条の規定による許可が必要です。（所有権移転の登記の際には、この許可書が必要となります。）

- 今まではなんとか耕作してきたけど、後継者もないので処分したい。
- 経営規模を拡大したい。自分の圃場の近くに農地を借りたい。
- 農地を相続したんだけど、自分では耕作できないし…誰か借りてくれる人はいないかな？

このような場合には、農業委員会またはお近くの農業委員・農地利用最適化推進委員へお気軽にご相談ください！



農地の転用には許可が必要です。

農地の無断転用はぜったいダメ！

農地を農地以外に利用する場合は、農地法の規定による農地転用の許可が必要になります。

- 住宅を建てる
- 農業用施設を建てる（条件により届出のみの場合（自己所有農地の面積が200㎡未満）があります）
- 資材置場や建設残土捨て場にする
- 樹木を植林する
- 太陽光発電設備を設置する など



農地は、大切な食料の供給基盤です。

一度農地以外に利用されると元に戻すことは極めて難しいことから、転用は計画的な土地利用のもとに適切に行われる必要があります。具体的な転用目的の無い投機目的、資産保有目的での農地の取得は認められていません。許可を受けずに農地を転用する場合や、転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合には、罰則の適用もあります。

※農地を埋め立てたり、掘り下げをする場合も農業委員会へ届出する必要があります。

相続等によって農地を取得した場合には届出を

農地の相続等により、農地法の許可を受けることなく農地等の権利を取得した場合には、所在する農業委員会への届出が必要です。

- 届出が必要なのは相続（遺産分割及び包括遺贈を含む）、法人の合併・分割、時効等により農地等を取得した場合です。
- 権利の取得を知った日からおおむね10ヶ月以内に届出を行ってください。

※届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合には、10万円以下の過料に処せられます。なお、この届出によって権利取得の効力を発生させるものではありません。



ストップ！～遊休農地～

「自分では耕作できないし、農地を使ってくれる人も見つからない…」という場合には農業委員会に相談してください。



遊休農地を放置すると税金（固定資産税）が高くなる場合があります。

（対象となる農地）

- 農業委員会が農地所有者に対して農地中間管理機構と協議すべきことを勧告した農業振興地域内の遊休農地

（課税強化されない場合）

- 利用意向調査において、機構に貸し付ける旨意思を表明した場合

地元産農産物を活用した村おこしに挑戦

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金(雇用機会拡充)を利用して、

地元特産品をアピール

種子島初の ジェラートに挑戦中！



写真の中央
風間さん

ポローニャにて
修行！

平山地区 島宿 HOPE

種子島に移住して8年目になる風間夫婦は、平山地区に民宿を経営している傍ら、種子島の特産品（たんかん・ぼんかん・安納いも・黒糖）などを使ったジェラート作りに挑戦している。奥さんは、昨年、イタリアポローニャに修行に行ってきた。

「捨てるにはもったいない」の気持ちと「お店に来てくれた方が種子島にきてよかった」と思ってくれたら…とにこやかに話してくれた。30年4月に発売予定。

地ビール (お茶・たんかん・パッションを使った)



茎永地区 からはな

種子島に移住して17年目になる伊藤さんは、「ビールが好き」飲むだけでなく、自分で作ってみよう、やってみようの精神で平成29年10月に製造をはじめた。平山に住む80代の農家の方の姿をみて、今からやれば自分もこれから40年は作れると楽しみがふくらんでいる。たんかん・パッションフルーツ・お茶などを使って醸造。「作りたてがおいしいです。みなさんに味わってほしいです。」これからは、キンカンでも作りたいと意欲満々の様子でした。

農業者年金で生涯所得の確保を!

新しい手続立年金



農業者年金へは…

- あなたの老後生活への備えは十分ですか?
- 年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です。
- 老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です。

国民年金
第1号
被保険者
国民年金保険料
納付免除者を除く。

年間60日以上
農業に従事

60歳未満

の方ならどなたでも加入できます。

月々の保険料を大きくすることで将来の支給額を増やせます

農業者年金の保険料は2万円から6万7千円まで(千円単位で)加入者が自由に選択できます。また、保険料の額はいつでも見直しできます。

加入期間が短くても保険料を増やすことで豊かな老後に備えることができます。

※脱退も自由ですが、脱退された場合でも脱退一時金としてではなく、将来、年金として支給されます。



農業者年金に加入すれば～農業者年金の支給額(年額)の試算

| 加入年齢 | 加入年数 | 保険料月額 | |
|------|------|--------|----------|
| | | 4万円の場合 | 6万7千円の場合 |
| 40歳 | 20年 | 男性 | 60万円 |
| | | 女性 | 50万円 |
| 50歳 | 10年 | 男性 | 27万円 |
| | | 女性 | 22万円 |

※この試算は、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が0.20%となった場合の試算です。制度発足以降14年間(H27まで)の運用利回りの平均は、年率2.73%です。予定利率は、毎年度農林水産省告示により定められ平成29年度は0.20%です。

※各金額は単位未満を四捨五入により表示しています。

南種子町農業者年金友の会 第35回通常総会を開催

平成29年5月26日町福祉センターにおいて、町農業者年金友の会第35回通常総会を開催しました。総会には会員211人中、委任状を含め141名が出席しました。戸石前会長のあいさつに始まり、議事として平成29年度活動方針、計画(案)並びに予算(案)が提案され、原案どおり承認・決定されました。

総会終了後、「適切な年金受給と加入推進」と題して、県農業会議の黒木氏による講演がありました。

午後からは、町営ゲートボール場で親善ゲートボール大会が開催されました。会員の皆様におかれましては朝早くから大変ご苦労様でした。



農業者年金受給者の皆さんへ(現況届を忘れずに!)

- 現況届は、毎年5月末日頃に農業者年金基金より直接受給権者に送付されます。
- 必ず、現況届を農業委員会へ提出してください。

新規就農者紹介



【畑作】
柴 絵里(42歳)
 (小平山集落)
 【経営内容】
 ・スナップエンドウ11a
 ・甘藷(澱粉用)15a

和歌山県出身、南種子町在住 12年目
 自然豊かで、温暖な気候の南種子町が大好き。今後は、現状を維持し、早期準備・適期管理に従事し、作物の収量増と良品質作物の出荷を目指す。また、経営内容の把握と分析のため農業簿記に取り組んでいる。安定した農業経営の展開を目指したいと、意気込みを話してくれました。



【畑作】
向江 司(38歳)
 (小田集落)
 【経営内容】
 ・安納イモ 50a
 ・ジャガイモ 50a
 ・玉ねぎ 10a

安定した経営を目指したい。農業は自然・気象条件に左右されるが、早期準備・適期管理に従事し、作物の収量増と良品質作物の出荷を目指す。また、経営内容の把握と分析に伴う経費の省力化に取り組み、安定した食糧供給に寄与したいと意気込みを話してくれました。

農の雇用事業 研修状況



【畜産】
春田 裕太(22歳)
 (中種子町在住)
 【研修内容】
 ・和牛生産(仔牛繁殖)

【研修期間】平成28年8月1日～平成30年7月31日
 【受入農家】中脇牧場 中脇 義弘
 (野大野集落)(認定農業者)

県農業大学校卒業後、大規模牧場経営を夢見る。小学生の頃より動物(特に牛)に対する愛着があった。中脇牧場(野大野)にお世話になり、5～10年間一生懸命牛育成の技術を学び誰にも負けない和牛農家になれるよう頑張りたいと、頼もしい意気込みを話してくれました。



【畑作】
川口 博和(45歳)
 (中種子町在住)
 【研修内容】
 ・スナップエンドウ
 ・安納いも

【研修期間】平成29年11月1日～平成31年10月31日
 【受入農家】(有)南種子衛生 中村 保夫
 (大宇都集落)(認定農業者)

大阪市出身、種子島在住2年目
 自然豊かで、温暖な気候の種子島が大好き。有機栽培を目指したい。安定した経営を図るため、この事業で農業の技術を学び、早期準備・適期管理に従事し、作物の収量増と良品質作物の出荷を目指す。今後については独立を目指し、安定した食料生産に貢献したいと話してくれました。

編集後記

振興部では、年一回「農業委員会だより」を発行していますが、委員会の活動報告や農政情報など少しでも多くの方々に農業に関係する情報を分かちやすくお届けできたらと思っています。

新体制となった農業委員・農地利用最適化推進委員は各地区の農業者の代表者として、身近な相談相手として活動してまいります。

新年を迎え、新たな気持ちで農業委員・農地利用最適化推進委員一同頑張りますのでご指導・ご協力をお願いいたします。

振興部長 寺田 誠
 委員 中里 安男
 牛野 進一郎
 河野 律雄
 西田 三郎
 西田 暁

全国農業
 新聞



毎週金曜日発行 B3版 8～10頁建
 購読料 1ヶ月 700円[送料, 税込み]

お申込みは農業委員会事務局・地区担当農業委員・農地利用最適化推進委員へお問い合わせ下さい。

経営とくらしに役立つ情報をお届けします!